

第 15 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

育児等と仕事の両立を支援するため、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を講じるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする規定を削り、号の細目を繰り上げるとともに、字句の整理を行う。 (第2条関係)
- (2) 会計年度任用職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする規定を削るとともに、字句の整理を行う。 (第21条関係)
- (3) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために講じる措置について規定する。 (第24条及び第25条関係)
- (4) (3)の改正に伴い、条の繰り下げを行う。 (第26条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日